

公共施設等運営権の設定について

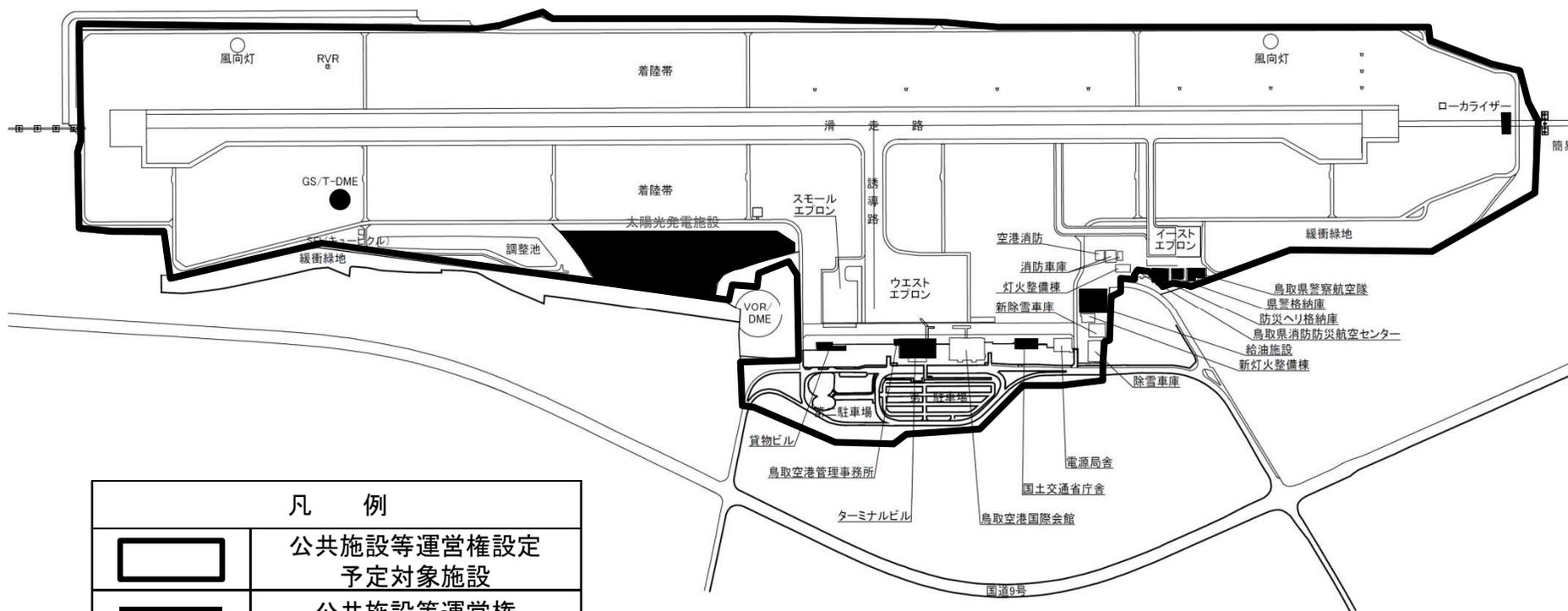
鳥取県は、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 19 条第 1 項の規定に基づき、鳥取空港ビル株式会社に公共施設等運営権を設定したので、同条第 3 項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成 30 年 3 月 23 日

鳥取県知事 平井 伸治

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 公共施設等の名称 | 鳥取県営鳥取空港 |
| 2 | 立地及び規模 | 鳥取県鳥取市賀露町及び湖山町
107.3ヘクタール |
| 3 | 配 置 | 別図のとおり |
| 4 | 運 営 権 者 | 鳥取市湖山町西4丁目110番地5
鳥取空港ビル株式会社
代表取締役 馬場 進 |
| 5 | 運営権に係る内容 | (1) 空港運営等事業
(2) 環境対策事業
(3) 附帯事業
(4) 任意事業 |
| 6 | 運営権の存続期間 | 公共施設等運営権設定の日から平成36年3月31日まで |
| 7 | 理 由 | 鳥取県営鳥取空港の運営を効果的かつ効率的に行うため、鳥取空港ビル株式会社に運営権を設定しようとするものである |

公共施設等運営権の設定に係る対象施設の配置図



凡 例	
	公共施設等運営権設定 予定対象施設
	公共施設等運営権 対象外施設

対象施設には、標準式進入灯、簡易式進入灯、障害灯を含む